

3月の健康保険・介護保険料率の変更とインセンティブ制度について

毎年3月は協会けんぽの保険料率の変更時期です。また、今後は協会けんぽ支部ごとの取り組みに応じて保険料が上下します。

はじめに

毎年3月は協会けんぽの保険料率・介護保険料率の変更時期です。3月の保険料率は4月支給給与から変更となります。今回も都道府県ごとに保険料が上がる地域、下がる地域があります。

また、今後は協会けんぽ支部ごとの取り組みに応じて保険料が上下するインセンティブ制度が実施されます。以下保険料変更についてお知らせするとともに、インセンティブ制度の解説をします。

健康保険料率改定について

医療保険（協会けんぽ）及び介護保険の平成31年度保険料率が発表されました。都道府県ごとの保険料率は地域の加入者の医療費に基づいて算出されているため、上昇する地域、下降する地域があります。近隣の都道府県ごとに定められている協会けんぽ健康保険料率については下記の表のとおりです。

都道府県	平成30年度	平成31年度	前年度比較
東京	9.90%	9.90%	→
神奈川	9.93%	9.91%	↓□
埼玉	9.85%	9.79%	↓□
千葉	9.89%	9.81%	↓□
大阪	10.17%	10.19%	↑□
兵庫	10.10%	10.14%	↑□
福岡	10.23%	10.24%	↑□

協会けんぽ以外の医療保険制度の保険料率は別途定めがありますので、加入している医療保険の保険料改定情報をご確認ください。

介護保険料率

介護保険料率については、1.57%（平成30年度）から

1.73%（平成31年度）に変更になりました。

インセンティブ制度について

協会けんぽでは、平成30年度から新たに「インセンティブ（報奨金）制度」が始まっています。この制度は、協会けんぽの加入者及び事業主の皆様の取り組みに応じて、インセンティブ（報奨金）を付与し、都道府県支部ごとの『健康保険料率』に反映させるものです。

平成30年度の取り組みは平成32年度の保険料率に反映させるなど、当該年度の取り組みは翌々年度の保険料率に反映させる仕組みとなります。

制度の概要

1. 制度の財源として全支部の保険料率の中に報奨金財源が盛り込まれる。
2. 各支部の評価指標（特定健診受診率、ジェネリック医薬品の使用率など）の実績に応じて得点をつけランキングづけし、47支部中上位23支部に上記「1」を財源とした報奨金を充てることによって保険料率が引き下げられる。

健康診断受診について

労働安全衛生法により、年1回以上の定期健康診断の実施（深夜業を含む業務などの場合は6ヶ月に1回以上）義務があります。健康保険制度ごとに、健診費用の補助があるため、制度を積極的に活用して受診率を高めていきましょう。

また、労働市場の売り手市場傾向が続く中、求人面でアピール力を高める意味でも健康診断は軽視できません。例えば法定を上回る充実した健康診断を実施するなどし、会社が従業員の健康増進に積極的であると示すことは効果的かもしれません。